

延長保証修理サポート（住設機器）規程

本書は、延長保証修理サポート（以下「当サービス」といいます）に加入されたお客様（以下「当会員」といいます）が事前に登録した当該商品（以下「本商品」といいます）において故障・トラブルが発生した場合、製造メーカー保証書（以下「メーカー保証書」といいます）に記載された内容および以下の条項の内容に従って、くろぎホーム株式会社以下「当社」といいます）当サービスを提供することをお約束するものです。

当サービスは、本商品において故障・トラブルが発生した際に、修理業務に関わる一連の作業を当会員に代わり行なうものです。

なお、当サービスは、本商品の故障・トラブルの種類によって有償にて行なうサービスと無償にて行なうサービスに分かれます。

(1) 無償修理サービスの範囲

当サービス有効期間中に本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用をしたにもかかわらず発生した故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務。（修理に係る部品代、出張修理費用、取付設置費用・取外し費用を含みます。）

(2) 有償修理サービスの範囲

無償修理サービスの範囲に定めた事例以外の故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務。（修理に係る部品代、出張修理費用、取付設置費用・取外し費用を含みます。）

当サービスにおける無償修理サービス有効期間は本商品ご購入日あるいはお届け日から始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間が終了した日の翌日から始まり、会員証に記載の有効期間（以下「有効期間」といいます）の経過を以て終了します。また、1年以上のメーカー保証がついている場合でも当サービスにおける無償修理サービスの終了日は変わりません。

なお、当サービスは、お客様が当サービスのお申込をされた販売店から当社に対してサポート料金が入金された時点から当社はお客様を会員として処遇し当サービスの提供を開始します。お客様が当サービスのお申込をされた販売店から当社に対してサポート料金をご入金いただけない場合、当社が会員証を発行済みの場合であっても当サービスの提供をお断りすることになりますので予め御了承ください。

- 当サービス有効期間中に本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障・トラブルが生じた場合は、当社指定コールセンターに修理をご依頼ください。なお当社の了解を得ず、当会員が当社以外に直接修理を依頼された場合は、上記の無償修理サービスの範囲に該当する場合であっても無償修理サービスの対象となりません。また、いかなる費用も負担いたしません。
- 以下の場合は、当社に速やかにご連絡ください。
 - 有効期間終了前に氏名、住所、電話番号等の変更があった場合。
 - 初期不良等により、本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。前各項に関してご連絡いただけない場合は当サービス期間中であっても、当サービスにおける無償修理サービスの対象とならない場合がありますので予めご了承下さい。また有償修理サービスの場合であってもお断りすることがあります。
- 当サービスを第三者に譲渡することは出来ません。また、当サービス有効期間中であっても、本商品を転売・譲渡された時点で、当サービスは終了するものとします。
- 当サービスによる1回の修理代金（消費税を含む）が本商品のご購入金額（消費税を含む）を超過する場合は、修理を行わず、ご購入金額（消費税を含む）の範囲内にて同機種または同等品が代替品として提供されます。なお代替品のメーカー及び機種指定はできません。また、1回の修理代金（消費税を含む）が、本商品のご購入金額（消費税を含む）を超過しない場合であっても、当社の判断により代替品が提供される場合があります。代替品が提供された場合でも、当サービス有効期間は当初の有効期間まで継続します。
- 次の場合は、有効期間中でも無償修理サービスの対象とはなりません。
 - 当社が発行した会員証のご提示がない場合。（但し、当社にて会員登録が確認された場合は除きます。）
 - 会員証に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。また、記載された商品が対象商品でない場合。
 - 本商品の製造メーカーの責に帰する故障・損傷。（構造上の欠陥やパーツの不良等のいわゆる瑕疵による故障・損傷：この場合は各メーカーによる修理・交換となります。）
 - 本商品の取扱説明書に記載される、本商品の使用者が行うべき調整および内部清掃等の諸作業。（エアコンのフィルター清掃等）
 - IH調理器の焼き網・ロースターパッキンまたはエアコンのフィルター等、本商品の使用者が容易に行える消耗品の交換である場合。（但し減圧弁と安全弁（迷し弁）につきましては、使用者が自ら交換を行うことが困難なため、無償修理サービスの対象とします。）
 - 本商品の本体以外に生じた故障または損傷。
 - 設置後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障または損傷。

(8) 一般家庭用以外（業務用の使用、車輛や船舶への搭載）での使用によって生じた本商品の故障または損傷。

(9) 直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。

① 不適切な使用（落下、衝撃、冠水等）または維持管理の不備によって生じた故障、鏽、カビ、傷等。

② 使用上の誤り（取扱説明書記載及び本体貼付ラベル等の注意書き以外の使用）、または純正部品以外の部品を使用した修理及び改造。

③ 変質、変色、その他類似の事由。

④ 地震、噴火、津波、地盤沈下、地盤変動、風害、水害、その他天災による事由。

⑤ 公害、塩害、ガス害（硫黄ガス等）、異常環境（水質・水圧・電圧）、指定外の使用電源（電圧・周波数等）による故障及び腐食・損傷の場合。

⑥ 火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。

⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事由。

⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他類似の事変または暴動による事由。

(10) 本商品の製造メーカーがリコール宣言を行なった後のリコール原因となった部位にかかる本商品の修理。（この場合は、製造メーカーの責任および費用負担にて修理・部品交換を行います。）

(11) 修理の際、当会員から申告された故障状況の特定が出来なかった場合のすべての費用。

(12) 動・植物等の外部要因で故障及び損傷した場合。

(13) 本商品の施工説明書や警告表示に反する施工を行ったことに起因する不具合。

(14) 本商品の修理に替わって代替品を提供する場合の大規模工事に伴うクレーン車代等の特殊工事費用。

(15) 本商品の修理に替わって代替品を提供する場合に発生する旧商品のリサイクル費用。

(16) 外観の損傷・破損等、本商品の通常使用に影響がなく、性能を発揮するに当たり支障のない損傷、破損の修繕費用。

(17) 修理のご依頼が当サービス有効期間終了後になされた場合。

6. 次の損害は無償修理サービスの対象とはなりません。

(1) 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます。）

(2) 本商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。

(3) 本商品の故障または損傷に起因して、本商品またはその他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。

(4) 当会員からの依頼により出張修理を行なった際に、故障内容が再現されない場合、または無償修理サービス対象外の原因であることが判明した場合の部品代、技術料、出張費、修理見積費用。

7. 当サービスは原則として解約できませんが、本商品売買契約が解除された場合、初期不良等により代替した商品が当サービスの対象外商品であった場合、もしくは当社が特別に解約を認めた場合においてはこの限りではありません。当社が解約を認めた場合、当社はお支払いいただいたサービス料金相当額を当会員に返金いたします。なお、解約前に既に当サービスのご利用があった場合は返金できません。

8. 製造メーカーが遠隔地と定めた離島および遠隔地への出張修理を依頼される場合は、無償修理サービスの場合であっても、その出張に要する実費を申し受けます。

9. 当社は、本商品のメーカー・輸入者・加工業者ではなく、これらの者として製造物責任法第3条の責に任ずるものではありません。

10. 当サービスは日本国内においてのみ有効です。

11. 損害の認定等について当社と使用者での見解の相違が生じた場合、当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

12. 当サービスに依頼をされる場合、上記各項のすべてに御承諾いただいたものとさせていただきます。万が一、上記各項にご承諾いただけない場合は、当サービスの提供をお断りさせていただきます。

交換部品および修理不能品に関して

修理の際に交換された旧部品の返却は致しかねます。

また修理不能により代替品を提供させていただいた後の旧商品の処分費用につきましては、無償修理サポート対象外とさせていただきます。